

総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会の報告を申し上げます。

総務常任委員会は、休会中の15日、16日に開催いたしました。

説明を求めるため、出席を求めた者は、総務部長、総務部理事、及び関係課長であります。

当委員会が、付託を受けております案件は、予算2件、その他7件の合計9件であります。

15日の午前は休憩に入り、金勝生産森林組合から無償払い下げの申請が出ております栗東市大字荒張の保安林、2万266m³の現場視察を行いました。

それでは、順次審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

まず、議案第106号 市有財産の処分につき議会の議決を求めることについて は、委員から

「払い下げ後の土地利用予定は観光栗園とのことであるが、実施に当たっての市の関わりと将来の支援は必要ではないのか。」との質疑に、当局から「金勝生産森林組合が協定を結ばれ、市商工会の環境貢献プロジェクトにより、会員企業からの協賛金で栗の木の新規植林や、間伐、枝打ち等の森林整備事業を実施されるもので、市としては側面的に支援が出来るよう検討していく。」との答弁がありました。

他に質疑もありましたが、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号 栗東市総合計画基本構想を定めることにつき議会の議決を求めるについて、委員からの主な質疑は、

1点目 都市近郊型農業とのことであるが、農業の将来像についてどのように考えているのか。

2点目 第4次総合計画の検証と第5次への反映はどのようにしたのか。

3点目 中長期財政見通しは、総合計画との整合が図られているのかどうか。

4点目 前期の成果目標について、数値の低い箇所が見受けられるが考え方。

との質疑に、当局から

1点目 農業の将来像については、都市近郊の立地特性を活かした取り組みの推進、強化が必要であると考えている。

2点目 第4次総合計画は新幹線新駅と財源増による施設整備、サービス充実が主であったが、第5次については、前期計画として5年間の基本計画を示し、財政健全化に向けての計画及び市民との協働を主としている。

3点目 財政見通しについては、総合計画の方向性をもって策定されている。総合計画、中長期財政見通し、各年度予算とリンクさせる。

4点目 成果目標については、図書貸出冊数、下水道普及率等、現在でも高い数値であり、5年間での努力可能な最大限の数値を設定している。

との答弁がありました。

その他、多くの質疑がありましたが、「第4次総合計画での開

発優先の姿勢の分析が不十分である。市民参加を保障することが現に出来ていない。市民の声がくみ上げられたものでなく、問題が残っている。」との反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号 栗東市国土利用計画を定めることにつき議会の議決を求めるについて は、委員から、

「農用地、森林の面積が減少しているが、環境、低炭素社会の観点から森林の役割が大きいものがあり、第1次産業という面からもどのように考えているのか。」との質疑に、当局から、「土地利用の転換については森林の持つ多目的機能を考慮し、慎重に行うものであり、第1次産業を無視しているものではない。」との答弁がありました。

又、委員から、「土地の利用区分の農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地以外のその他37ha増の理由は何か。」との質疑に、当局から、「栗東健康運動公園、墓地公園等の利用転換を見込んでいる。」との答弁がありました。

その他多くの質疑がありましたが、「土地利用とまちづくりは表裏一体^{ひょうりいったい}であり、環境や食料問題への対応が求められている中で、開発中心のまちづくりからの転換を求める。」との反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会

の議決を求ることについて は、質疑、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求ることについて は、質疑、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求ることについて は、質疑がありましたが、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 大津湖南地域広域市町村圏協議会の廃止について関係普通地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求ることについて は、質疑、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 平成21年度栗東市一般会計補正予算（第5号）についての内、当委員会が所管する事項について 委員からの主な質疑は、

1点目 自治ハウス設置事業について、補助金の減額であるが、理由と今後の対応はどう考えているのか。

2点目 給与費明細書の通勤手当、住居手当が大きく増額され

ているが、その原因は何か。

3点目 防犯灯の設置数と電気料金はどれぐらいか。自治会設置分の全額負担は検討しても良いのではないか。

4点目 国の政権交代による予算上の影響は無いのか。

5点目 臨時財政対策債の発行可能額の算出方法と利率の安い縁故資金での借り入れは出来ないのか。

などの質疑がありました。

当局からは、

1点目 自治ハウス設置事業の予算の減額は、該当自治会の自治ハウス建設が遅れているものであり、市では規則の見直しを検討しているが、規模の縮小もされると聞いており、平成22年度建設予定である。

2点目 通勤手当、住居手当の増額は、新規採用者が遠距離通勤及び借家等であったことによるものであり、又、通勤手当には、職員駐車場の有料化に伴う支給額も含まれている。

3点目 防犯灯の設置数は、市設置、自治会設置を併せて約5,000灯あり、電気料金は平成21年11月の実績では、街路灯を含め240万円余りである。自治会設置の防犯灯電気料金の市全額負担については、今後検討していきたい。

4点目 政権交代による影響は、子育て応援特別手当以外の事業についての削減は聞いていない。市としては予算に基づき執行をしている。

5点目 臨時財政対策債については、地方財政対策において

の財源不足に對処するため、^{たいしょ}地方公共団体において発行することができる地方債であり、発行可能額は普通交付税の算定時に人口を基準として算出される。借入先は主として市中銀行等の縁故資金が割り当てられる。との答弁がありました。

その他多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どおり可決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第118号 平成21年度大津湖南都市計画事業栗東新都心土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について は、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告といたします。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。